

令和3年度

事業計画書



# 社会福祉法人 大仙市社会福祉協議会

## 令和3年度 事業計画書

### ○基本方針

少子高齢・人口減少社会が進展する中、核家族化や家族関係の変容、地域のつながりの希薄化等により、社会的孤立や経済的困窮による様々な福祉課題、生活課題が顕在化しており、地域における福祉ニーズはますます多様化・複雑化しております。

こうした中で、一人ひとりが地域に関心をもち、お互いを尊重し支えあう事により、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らし続けることができる、心豊かでぬくもりのある地域づくりを目指した事業を展開してまいります。

特に今年度は、前回の計画に引き続き、大仙市地域福祉計画と一本化する形で策定した、第5期地域福祉活動計画の初年度にあたり、これまで実施してきた事業を充実・強化するとともに、新たに盛り込まれた新規事業に取り組み、限られた財源を効率的に運用して、無理・無駄のない法人運営を行います。

また、昨今のコロナ禍のなか、感染防止対策に万全を期し、地域福祉活動のますますの推進に努めます。

### ○事業内容

#### I 法人運営部門

社会福祉法人として「ガバナンスの強化」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」「地域での公益的な取り組みの強化」を行い、社会福祉協議会の役割や活動に対する地域住民の理解を促進します。

- (1) 理事会、評議員会、監事会、専門委員会、会長・副会長会議、まちづくり委員会などを開催し、運営体制の充実を図ります。
- (2) 適正かつ公正な支出管理に努めます。
- (3) 事業活動状況や財務状況に関する情報を積極的に公開・発信し、事業運営の透明性の向上に努めます。
- (4) 法人運営の財源確保のため、法人・団体会費の拡充を図ります。

## II 地域福祉部門

今年度は、新たに策定した第5期地域福祉活動計画の基本理念である「地域のみんなで支え合うぬくもりのあるまちづくり」を実現するため、市民がお互いに支え合う仕組みづくりや交流の場づくりなどを積極的に進めます。

そして、一人ひとりが地域に関心を持ち、お互いを尊重し、支え合うことにより、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らし続けることができる心豊かでぬくもりのある地域共生社会を目指します。

また、新型コロナウイルス感染症の収束がまだ見えない中、今年度も引き続き、以下の事業・活動において、感染拡大防止対策を市や関係機関等と密接に連携し進めます。

### 1. 「つながろう！」 地域の交流を深め、孤立のない地域を目指します

#### (1) 交流の場の拡大

##### ① ゆいゆい交流会助成事業

町内会や自治会が自主的に開催する交流会（ゆいゆい交流会）へ、経費の一部助成を行います。この交流会は、世代を問わず、住民同士のつながりの強化や、高齢者の介護予防・引きこもりの防止を目的として行います。

##### ② ふれあいサロン事業[一部市受託]

社協が主導し、町内会や自治会と共に、町内や地区単位で生きがいや仲間づくり、介護予防を目的とした交流の場づくりを行います。また、定期的なサロンの開催に取り組もうとする団体や交流の場づくりが行われていない地域に、コミュニティソーシャルワーカーがサロンの立ち上げや運営などの支援をします。

##### ③ 無料出前講座

町内会、自治会、老人クラブや各種グループ等の団体が開催する講座や研修会などに、要請に応じて職員を派遣し、自主的に行われる交流事業を支援します。

##### ④ レクリエーション用具の貸出

地域で行うサロン等で使用する風船バレー、スカットボール等のレクリエーション用具を無料で貸出します。

##### ⑤ サロンお助けバンク（新規）

ふれあいサロンなどで体操、ヨガ、ゲーム、歌や踊りなどを指導したり、披露する団体や個人を登録し、ふれあいサロンやゆいゆい交流会の主催者と結びつけます。

⑥高齢者等交流事業

地域ごとに高齢者世帯等を対象として、会食会やレクリエーション、買い物などの交流会を実施します。

⑦男性料理教室（新規）

男性が一人で調理できるように、関係機関の協力を得て、全地域での開催を目指します。参加者が食事を共にすることで交流の場にもつなげます。

⑧家族介護者交流事業[市受託]

在宅において現に高齢者を介護している家族を対象として、心身のリフレッシュを図るための交流会等を開催します。

⑨地域の独自事業

○ふれあいサロン祭り（神岡）

神岡地域全体のサロン参加者が一堂に集うふれあいサロン祭りを実施します。

○ニコニコふれあい広場（神岡）

小学校と共催し、学年ごとに分かれ様々な催し物で地域の方々と世代間交流を図ります。

## 2. 「育てよう！」 地域福祉の担い手を育て、ボランティアの輪を広げます

### （1）ボランティアセンター事業

①ボランティアセンターの運営

各支所にボランティアセンターを設置し、ボランティアの登録や活動先の紹介、ボランティア情報の提供を行います。また、ボランティア活動のニーズ把握を適切に行い、ボランティア活動のマッチング作業を十分にできるように体制を整えます。

②ボランティア講座の開催（新規）

様々な技術や人のネットワークを持つ団塊世代を対象に、ボランティア講座を開催します。講座後に受講者のグループ化を進めます。

③災害ボランティアセンターの運営

市が設置する災害ボランティアセンターの運営を担い、ボランティアの募集やニーズ調査を実施し、要請のある被災者に対しボランティアの派遣を行います。

また、発災時に備え、発災後に活動できる市民ボランティアの事前登録と災害ボランティアに関する研修等を進めます。今後はより迅速な対応を目指し、

通常のボランティアセンターの運営の中で、平時からの事前準備や関係団体等との連携に努めます。

(2) ボランティア連絡協議会活動の支援

ボランティア連絡協議会に対する支援を行います。また、ボランティア連絡協議会に加入している芸能ボランティア等と各地で行われているサロンとの連携を進め、相互の活動の活性化を図ります。

あわせて、サロンお助けバンクへの加入を進めます。

(3) 除雪ボランティア「大仙雪まる隊」活動の支援

除雪ボランティアに対する支援を行います。除雪活動にあたっては、ボランティアと民生児童委員、行政等と連携を図りながら、適切で効果的な活動が行われるよう支援していきます。

(4) 福祉教育の推進

①サマーショートボランティア事業

小・中・高校生を対象に、夏休みを利用してできるボランティア活動の機会を提供します。また、より多くの児童・生徒が活動できるよう、活動日程の工夫と受入施設等の開拓を進めます。

②バリアフリー体験授業「菜のはなタイム」

小・中・高校生の高齢者や障がい児・者に対する意識を高め、バリアフリーについて考えるきっかけづくりの場を提供するため、学校と連携して授業（体験談の傾聴、車いす、視覚障がい体験、高齢者体験）を行います。

また、実施にあたっては児童・生徒を補助する市民ボランティアを募り、市民の意識を高める機会にもします。

③小・中学校向け福祉の出前講座（新規）

「私の住む地域の福祉を学ぶ」などをテーマに地域の福祉事業の紹介を交えながら、次代を担う子どもたちに対して講話を行います。

④福祉教育担当者連絡会

中央、東部、西部の地域ごとに小・中・高等学校・支援学校と連絡会を開催し、福祉教育や社協事業に関する意見交換を行い、福祉活動に対する理解を深め、相互の協力を進めます。

(5) 家族介護教室事業〔市受託〕

中央、東部、西部の地域ごとに在宅で高齢者を介護している方や近隣の支援者を対象に、介護相談・介護予防の知識・技術の習得などの教室を開催します。

(6) 市内の社会福祉法人との連携（新規）

市内の社会福祉法人と連携・協働し、社会福祉法人が行う地域貢献事業の検討を進めます。

3. 「支え合おう！」 誰もが互いを気遣い、

支え合う地域共生社会を目指します

(1) 小地域ネットワーク活動の充実

民生児童委員、福祉員や関係機関との連携・調整のもとに、コミュニティソーシャルワーカーが中心となって、何らかの支援が必要な世帯に対する「見守り活動」や「生活支援」のネットワークづくりを進めます。きめ細やかな支援ができるように、行政や関係機関、事業者等と情報の共有と連携を強化し、ネットワークの質を高めます。

①福祉実態調査

社会的な支援を必要とする世帯の把握に努め、支援する体制をつくるために、民生児童委員や関係機関の協力を得て「気になる世帯」や「除雪ボランティア大仙雪まる隊」除雪対象世帯の調査を行います。

また、「気になる世帯」に対しては、関係機関等から情報を収集し、職員が訪問等を行い、関係者と共に見守りや生活支援などのネットワークづくりを行います。

②福祉関係機関等との連携

要援護世帯の事故や犯罪被害を防止するためのネットワーク活動を進めるため、関係機関や団体との情報・意見交換や連携を図りながら、地域福祉活動を強化します。

- ・ 地域福祉関係機関等連絡会
- ・ 各地区民生児童委員協議会定例会への出席
- ・ 地域ケア会議への出席
- ・ 防火診断（消防と協力）

③福祉員活動の推進

地域の福祉アンテナ役として、地域や町内ごとに福祉員を委嘱します。

福祉員は、身近な生活課題を早期に発見し、社会福祉協議会や民生児童委員につなげる橋渡しとしての活動や、社会福祉協議会会員の募集、福祉情報を発信する活動を進めます。

#### ④お隣ネット活動

地域の見守り等が必要な世帯（緊急通報システム設置世帯等）に対し、民生児童委員、協力員等が集まり茶話会を開催し、利用者の生活や身体状態を含めた情報交換、緊急時対応の確認を行います。

#### ⑤ふれあいコール〔市受託〕

緊急通報システム利用者に対し、週1回安否確認のための「ふれあいコール」を行います。

また、年間を通してふれあいコールの市民ボランティアを募集し、地域の福祉力を高めていきます。

#### (2) 福祉のまちづくり委員会

福祉のまちづくりを進めるために、地域の福祉課題の把握や社協事業への意見・提言を行い、くらしサポート協議会と連携して地域福祉活動を推進します。

#### (3) 町内会長等地域代表者会議

地域の代表者である町内会長等に社協事業についての理解を図ると共に、地域が抱える福祉課題について共通の認識をもち、解決に向けた連携を図ります。

#### (4) 生活支援体制整備事業〔市受託〕

##### くらしサポート協議会活動

これまでの4年間の活動で、くらしサポート協議会は、地域の問題や課題を検証し、サロン等地域の交流の場づくりを進めてきました。これからも構成員それぞれの強みやネットワークを活かし、生活支援コーディネーターや地域の住民、関係団体等と協働して、住民主体の支え合い活動を創出します。

#### (5) 結いっこサービス事業

日常生活を送る上で、話し相手や軽易な手助けが必要になった時、「結いっこサポーター」が希望する方の自宅に伺いサービスを提供するとともに、買い物支援を毎月実施し、高齢者等の買い物の不便解消を図ります。

また、結いっこサポーター・社協職員による定期的な気になる世帯への巡回声掛け訪問活動を実施します。

対象者 ・ 概ね65歳以上の単身者世帯または高齢者のみの世帯  
・ 障がいをもつ単身者世帯

#### (6) 身守りカードの発行

緊急時の連絡先や通院している医療機関などについて記載したカード（室内用・携帯用）を、希望者へ配布します。あわせて、地域での交流の場や関係団体等との連携により、事業の周知を強化します。



また、年数経過等のため記載内容に変更が生じたカード保持者には、希望によりカードの更新を行います。

(7) 地域福祉活動推進団体への支援

地域福祉の推進に取り組む団体に対し「福祉のまちづくり推進事業助成」を行い、団体活動を支援します。

(8) 地域の独自事業

○ふれあい弁当（協和）

荒川・船岡・峰吉川・淀川の4地区社協が主体となり、10月と12月の2回、90歳以上の高齢者と76歳以上の一人暮らし高齢者の方へ弁当を届けます。

弁当の掛け紙は、協和小学校児童が作成し、協和中学校生徒が書いた手紙を添えて市民ボランティアと民生児童委員が配達を行います。

4. 「受け止めよう！」 あらゆる困りごとを受け止める

包括的な支援の仕組みをつくります

(1) 生活困窮者自立支援事業〔市受託〕

就労や生活に困りごとや不安を抱えている世帯の問題に対し、必要な支援を相談者と一緒に考え、一人ひとりの状況に合わせた具体的な支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。

生活のやりくりの問題を抱えている世帯に対しては、家計の根本的な課題を把握し、相談者自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援プランを作成、必要に応じて貸付の紹介等を行い、早期の生活再生を支援します。

また、随時支援調整会議を開催し、生活困窮者への支援プランについて、関係機関と検討、共有、評価を行います。

(2) 社協の福祉相談事業

障害者相談支援事業所や介護サービス、高齢者包括支援センターの各部門と密接に連携し、市民の身近な相談窓口としての機能を強化します。また、若者向けの相談窓口を充実強化し、若者の貧困などにも対応できるよう関係機関との連携を強化します。

(3) 高齢者等相談支援事業〔市受託〕

おおむね65歳以上の高齢者を対象に、弁護士による法律相談、司法書士による土地・家屋・相続の専門相談を実施します。

(4) 食糧支援事業（新規）

従来から実施しているコープフードバンクに加え、フードドライブを実施し、生活困窮者への食糧支援を行います。

5. 「届けよう！」 必要とする人に適切な福祉サービスをお届けます

(1) 食の自立支援事業〔市受託〕

利用者宅に定期的に職員やボランティアが訪問し、栄養バランスのとれた食事を届けるとともに、安否確認を実施します。

(2) 日常生活自立支援事業〔県社協受託〕

判断能力が弱まってきた高齢者や知的障がい者、精神障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにお手伝いをします。

○福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用できるよう、福祉サービスに関する情報提供や利用手続きなどを行います。

○日常的金銭管理サービス

日常生活に必要なお金の出し入れや、公共料金等の支払いを行います。

○書類等の預かりサービス

預金通帳、印鑑、証書などの大切な書類等を預かります。

(3) 資金貸付事業

①たすけあい資金貸付事業

一時的に生活が困難になった低所得世帯や障がい者世帯等に対し、民生児童委員と連携して資金の貸付を行います。

②生活福祉資金貸付事業〔県社協受託〕

経済的に生活が困難な低所得世帯や障がい者世帯等に対し、生活困窮者自立支援事業との連携を図りながら、資金借入の相談や申請手続などの支援を行います。

(4) 福祉サービス・地域活動等の情報発信

地域の福祉活動や社会福祉協議会の事業などを、広く市民へ周知する機会を活用し、情報をお届けます。

①広報の発行

広報「社会福祉だいせん」を発行し、市内全世帯へ配布します。また、新たに社協の事業を紹介するポスターを作製し、社協の地域福祉活動を市民にPRします。

②ホームページの作成

社会福祉協議会の福祉サービスや福祉活動などを紹介するため、ホームページを作成します。

③コミュニティFMの活用

赤い羽根共同募金運動の周知や災害発生時における、災害ボランティアの募集などの様々な社協の情報をラジオ放送を活用して発信します。

④社会福祉大会の開催

福祉活動にかかわる関係者が一堂に会し、「地域のみんなで支え合うぬくもりのあるまちづくり」を目指して開催します。

(5) 車いすの貸出

短期間の外出等に使用するための車いすを無料で貸出します。

(6) 歳末たすけあい配分事業

市共同募金委員会からの配分を受け、各地域の実情に合わせた援護活動等を行います。

○見舞金等の贈呈事業

要援護世帯等に見舞金品等を贈呈します。

○ふれあい年賀状事業

一人暮らし高齢者約2,300世帯に対し、市内の児童・生徒が作成した年賀状を送付し、学校と地域、世代と世代をつなぎます。

(7) 法人後見センター事業（新規）

成年後見制度の法人後見事業の実施に向けて検討します。また日常生活自立支援事業と一体で進めていく体制の構築を行います。

(8) 地域の独自事業

○福祉講座（西仙北）

暮らしに役立つ福祉や生活に関する情報を、地域の方々に直接届けるための福祉講座を開催します。

○火災警報器設置（中仙）

高齢者世帯を火災から守るため、希望者宅に火災警報器を設置します。

○紙おむつ援助事業（南外・仙北）

社協を通して購入した紙おむつ代金の一部を援助します。

○西仙北高齢者ふれあいセンター指定管理事業（西仙北）

地域住民が多数利用し、各種活動に積極的に活用できる環境づくりに努めます。

○ふれあい花壇交流事業（西仙北）

ふれあいセンター内でボランティアの協力を得て、花壇づくりを行います。

### Ⅲ 介護サービス部門

要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活し続けられるように医療機関や高齢者包括支援センター、他事業所等と連携し、介護保険サービスや障害者総合支援サービスを各ステーションが拠点になり提供します。

高齢者世帯や障がい者世帯に日常生活の中で、公的な制度では受けられないサービスを支援する「ちょっとサービス」を必要な人に活用していただけるよう継続して行っています。

#### (1) 介護保険サービス

法令遵守と職員の資質の向上を図り、利用者が安心して受けられるサービスの提供に努めます。

##### ①訪問介護事業

利用者が、可能な限りその人の能力に応じた日常生活を営むことができるよう訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅に訪問しサービスの提供に努めます。

令和3年度も引き続き質の高いサービスを提供するため、職員が個々に研修目標を立て、一人一人のスキルアップが図れるよう研修を重ねていきます。

##### ②訪問入浴事業

西部介護ステーションで看護師と介護員の3人体制で訪問し、主治医と連携を図りながら安心して入浴してもらえようサービスの提供に努めます。

##### ③居宅介護支援事業

介護保険の目的に添って、要介護状態の軽減または悪化の予防に資することをめざして、適切なサービスが総合的・効果的に提供されるよう他機関と連携を図りながらケアプランを作成し、利用者の自立支援を行います。

##### ⑤要介護認定訪問調査（大曲仙北広域市町村圏組合や他市町村から受託）

要介護認定を申請された方の自宅等に認定調査員が訪問し、心身の状態について調査を行います。

##### ⑥介護予防ケアプラン、介護予防ケアマネジメントプラン作成（大仙市から受託）

要支援と認定された方やチェックリストで総合事業対象者と認められた方が、要介護状態にならず自分らしく生活が送れるよう介護予防プランや介護予防ケアマネジメントプランを作成し、適切なサービスが利用できるよう支援します。

## (2) 障害者総合支援サービス

法令を遵守し、障がいの状態に応じて対応できるよう職員の資質の向上を図り、利用者が安心して受けられるサービスの提供に努めます。

### ①居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業

利用者や家族の要望に合わせた訪問介護を行い、可能な限り自宅で生活できるよう援助を行います。

また、同行援護については、利用者の安全に細心の注意をはらいながら援助を行います。

### ②地域生活支援事業（市から受託）

障がい者の安心、安全を第一に考えた外出支援や、自宅浴が困難な方への訪問入浴介護を行います。

### ③特定相談支援事業、障害児相談支援事業

障害児・者、ご家族からの相談に応じて障害福祉サービスを始め、必要な情報提供や助言などを行い、地域の様々な繋がりを活用しながらご本人の自立生活支援を行います。

## (3) その他

### ①ちょっとサービスの実施

公的サービスでは補えず、日常生活に支障のある高齢者世帯や障がい者世帯を対象に調理、掃除、買い物や病院内の付き添い、入院中の支援などを行います。

## IV 高齢者包括支援センター（南部・協和）部門

大曲仙北広域市町村圏組合からの受託で、旧大曲の南部地域と協和地域の高齢者の様々な相談に応じながら、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援していきます。

介護保険サービスだけでなく、その他の公的なサービスやインフォーマルサービスなど多様な社会資源が活用できる地域包括ケアシステムの実現を目指します。

### 1. 受託業務内容

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

##### ・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防事業）

介護予防・日常生活支援総合事業を利用する要支援者等に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービスのほか、一般介護予防等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

#### (2) 包括的支援事業

##### ①相談支援業務・権利擁護業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげるなどの支援を行います。

##### ②包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

主任ケアマネジャーが中心となり、高齢者が地域において自立した日常生活を送ることができるよう、主治医、ケアマネジャーなど地域の関係機関との多職種協働・連携により、包括的・継続的なケアマネジメント実現のため、地域のケアマネジャーに対する支援を行います。

また、定期的な地域ケア会議や、必要に応じた個別ケア会議の開催により、ネットワークの構築や地域づくりを推進します。

##### ③認知症総合支援事業

###### 1) 認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の方やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。

###### 2) 認知症高齢者家族支援事業

認知症の方とその家族、地域住民、専門職が集う認知症カフェの継続的な

運営を支援します。認知症の方を支える地域のつながりを支援し、認知症ケアの向上により認知症の方の家族の介護負担軽減を図ります。

### (3) 任意事業

#### ・ 認知症サポーター等養成事業

地域や職域において、認知症の方と家族を支える認知症サポーターを養成します。認知症の正しい理解や認知症の方への接し方などについて学び、認知症の方や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。

### 2. その他の地域支援事業への積極的な関与と参加協力

大曲仙北広域市町村圏組合が行う地域支援事業及び諸会議への参加や、大仙市が行う認知症地域支援事業への参加、協力するとともに、大仙市と連携をとり業務を行っていきます。また、定期的に行われる専門職ごとの会議やその他の諸会議に参加していきます。

### 3. 指定介護予防支援

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業所等の関係機関との連絡調整等を行います。

また、介護予防支援等の一部を居宅介護支援事業所へ委託します。